

# 競技規則(抜粋)

## 第133条 (同位ピンの裁定)

- 競技の勝利の決定について、個人又はチーム戦の得点が同点の場合、次のとおり裁定する。
- (1) シリーズにおいて同点の場合は、最高ゲームと最低ゲームの差の最も少ないものを上位とする。
  - (2) 2シリーズ以上の競技において同点の場合、最高シリーズと最低シリーズの差の最も少ないものを上位とする。
  - (3) 1ゲームのスコアが同点の場合及び第1号の得点差が同じ場合は、個人又はチーム戦で第10フレームまでを含めたストライク数の多いものを上位とする。
  - (4) さらにストライク数が同じ場合は、スペア数の多いものを上位とする。
  - (5) スペア数が同じ場合は、ともに勝者とするか、又はさらに1ゲームの決勝戦を行い、勝者を決定する。  
ただし、競技要項にほかの方法で規定している場合は、その規定による。

## 第134条 (スローボウリングの禁止)

すべての競技は遅滞なく実施し、審判員は遅滞の原因が競技者にある次のような場合には、スローボウリングと判定する。

- スローボウリングの判定は、同一シリーズ内においてのみ適用し、最初は「警告」、2回目は「厳重注意」、3回目以降は、そのフレームの得点を0とする。
- (1) 競技者は、自分の投球順で左右の隣接するレーンがあいている場合、直ちに投球態勢をとらなければならない。
  - (2) 競技投球者は、投球の準備態勢に入ろうとしているすぐ右側レーンの競技者に対してのみ優先投球権を認めなければならない。
  - (3) 競技者が1レーンに1名又は2名で競技する場合は、当該シフトで進行の早い競技者から、原則として4フレーム以上の遅れ、3名以上で競技する場合は、2フレーム以上の遅れがあった場合は、機械の故障等の有無を確認の後、判定する。
  - (4) 競技者は、前の競技者のボールがボールラックに戻ったときから30秒以内にその競技者は投球しなければならない。その判定は、審判員が競技者を無作為に選考し、ストップウォッチにより、その競技者の投球時間を測定する。
  - (5) 第4号の条文については、当分の間、指導事項とする。

## 第136条 (ボウリングボールの表面調整及び表面加工)

ボウリングボールの表面調整及び表面加工については、国際ボウリング連盟の規定に基づき、次のとおりとする。  
ゲーム中にボールの表面を調整及び加工した場合は、そのゲームの得点は0とする。

- (1) ボウリングボールの調整に使用できるボリッシュ並びにクリーナーは、国際ボウリング連盟の公式認定の物とし、ボウリングボールの表面調整は、競技が遅滞しない範囲でゲームとゲーム間に許されるが、必ず手で実施し、ボウラーズエリア内では行うことはできない。
- (2) ボウリングボールの表面加工をすることは、第1号で規定されたものを除き、指定された場所において、公式練習中、競技直前の練習時間中及びシフトとシフトの間は許される。
- (3) ボールの表面を調整及び加工した場合は、その表面に付着物があつてはならない。

## 第406条 (遅刻)

競技者は、競技開始予定時間の30分前までに、あらかじめ定められた場所に集合し、受付を通過する。通過しない場合は、その種目は失格となる。

## 第407条 (ボウラーズエリア)

- 選手権競技会において競技者、観客に識別できるようボウラーズエリアを定めるものとする。
- 2 各団体において、ボウラーズエリアに入ることのできるのは監督又はコーチのいずれか1名とする。ただし、各選手権競技会において別の定めがある場合、この限りではない。
  - 3 ボウラーズエリアに入ることのできる範囲は、自チームの競技しているボウラーズエリア内とする。

## 第410条 (使用ボール)

選手権競技会に使用するボールは、次の各号に基づいて使用するものとする。

- (1) 選手権競技会に出場する者の使用ボールは、すべて国際ボウリング連盟公式認定ボール又はこの法人の公式認定ボールで認証検査に合格したものであること。また、常にこの法人規定の「ボール検査合格証」を携帯していなければならぬ。
- (2) 合格したボールでも、表面にテープ、ペンキ等で目印をしたり、明らかに故意にキズをつけた場合は、失格とする。
- (3) ボールの表面調整及び表面加工については、競技規程第136条を適用する。
- (4) 競技者は、大会に使用するすべてのボールを登録しなければならない。
- (5) 1991年1月1日以降に製造されたボールのみ使用が認められる。
- (6) 上記のほか、競技規程第135条を適用する。

## 第418条 (競技者の服装)

選手権競技会に参加する競技者の服装は、競技規程第137条及びこの法人の服装規則を遵守すること。

## 第419条 (競技中の飲食、喫煙)

競技中の飲食、喫煙は一切禁止する。ただし、アルコールを含まない飲料をボウラーズエリア以外の指定された場所で飲むことは許される。

また、競技者はボウラーズエリアをみだりに離れてはならない。やむを得ず離れる場合は、必ず審判員に申し出て承認を得なければならない。

※ その他は、すべてこの法人の競技規則を適用する。

### 【注意事項】

※ 競技会及び選手権大会の競技中2個以上のボールを使用する場合は、次のことを厳守して下さい。

- (イ) 競技中、特別の指示がある場合を除きボールラックには1人1個のボールしか置くことはできない。
- (ロ) 競技会および選手権大会では、競技開始前に主管認証部へ会場に持ち込んだ全てのボールを登録しなければならない。その際の登録料は、2個目から1個につき500円の登録料を納めなければならない。また、5個以上を登録する場合は、別途の料金が必要となる。
- (ハ) 競技中にボール交換のために、他の競技者に迷惑をかけたり、競技進行に支障を生じさせた場合は、スローボウリング(競技規程第134条)の適用を受ける場合がある。

※ 大会には、ボールの持込を1人4個以内に自粛するよう指導事項となっております。ご協力をお願いいたします。

※ 大会会場に4個以上持ち込んだ場合でも、競技プロアへのボールの持ち込みは4個以内とします。  
ダブルボールバッグ2つ、あるいはトリプルボールバッグ1つとシングルボールバッグ1つで運搬するなど、外形的にも4個以内であることがわかるようにしてください。

競技中のボールの入れ替えは可能ですが、競技が遅滞しない範囲で行ってください。

※ ハイゲーム、ハイシリーズ賞とも同点の場合は、該当者全員を表彰します。(選手権競技会規程第414条)